

年1回 飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせましょう!

狂犬病予防法により生後91日以上の子犬の飼い主には、飼い犬の登録と、年1回飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせ、犬鑑札・注射済票を装着させることが義務付けられています。

平成30年度 狂犬病予防定期集合注射実施期間

平成 **30** 年 **4** 月 **7** 日(土) ~ **4** 月 **16** 日(月)の**10**日間

◎実施会場の所在地や実施日等は裏面をご覧ください。

1 狂犬病予防注射・注射済票の交付【今年度の注射済票は青色のリボンです】

実施期間中に限り、会場で狂犬病予防注射と同時に、狂犬病予防注射済票の交付及び犬の新規登録(犬鑑札の交付)を受けることができます。

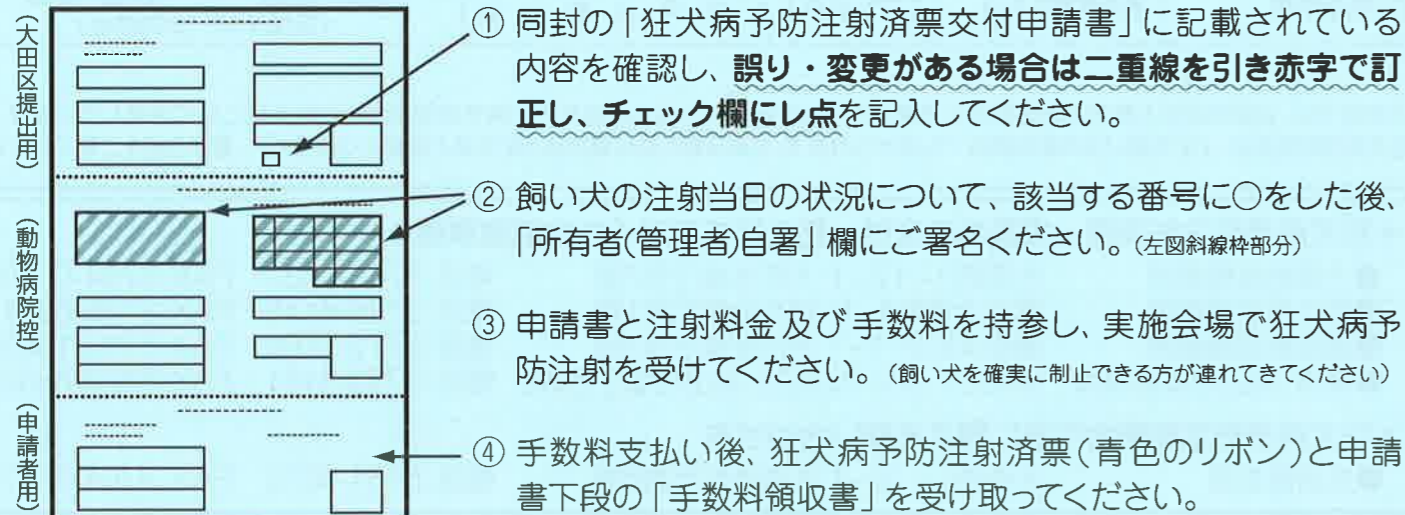
◎実施期間中の各会場における狂犬病予防注射料金 及び 交付手数料

	狂犬病予防注射のみ	狂犬病予防注射+犬の新規登録
狂犬病予防注射料金	3,100円	3,100円
注射済票交付手数料	550円	550円
犬鑑札交付手数料		3,000円
合計	3,650円	6,650円

- 注) 1 狂犬病予防注射料金は、各会場の実施日・実施時間内に接種した場合の料金となります。
 2 注射を伴わない犬の新規登録(犬鑑札のみの交付)や紛失等による鑑札再交付については、お近くの地域健康課で手続きをしてください。

2 狂犬病予防注射から注射済票交付までの流れ

例図：狂犬病予防注射済票交付申請書



～ 狂犬病予防定期集合注射に関する注意事項・その他 ～

● 当日、狂犬病予防注射「実施不可」と判断された場合

獣医師が当日の飼い犬の状態に健康上問題があると判断した場合、会場での狂犬病予防注射を受けられないことがあります。

飼い犬の健康状態が回復した後、あらためて動物病院で獣医師の診察を受け、注射を受けてください。

● 今年度の狂犬病予防注射が犬の健康上の理由などで受けられない場合

獣医師が30年度中の狂犬病予防注射が受けられないと診断した場合は、以下の手続きを行ってください。

- (1) 獣医師から「狂犬病予防注射の猶予証明書」の交付を受ける。
- (2) 同封の申請書と「狂犬病予防注射の猶予証明書」をお近くの地域健康課へ持参または郵送する。
 注) 猶予証明書の交付の際は、別途診察料・文書料がかかります。かかりつけの動物病院等に、直接お問合せください。

● 実施会場以外または実施期間以外で狂犬病予防注射を受ける場合

狂犬病予防注射は、会場以外の動物病院や定期集合注射実施期間以外でも受けることができます。その場合、以下の手続きが必要です。

- (1) 動物病院等で狂犬病予防注射を受け、「狂犬病予防注射済証」(書類)の交付を受ける。
- (2) 「狂犬病予防注射済証」を近くの地域健康課に持参し、**6月末日**までに狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。(狂犬病予防注射済票交付手数料550円が必要です)
 注) 実施会場または定期集合注射実施期間以外の狂犬病予防注射料金は、左記の料金と異なる場合があります。料金は、狂犬病予防注射を受ける動物病院等に直接お問合せください。

● その他(飼い犬が人を咬んでしまったら・死亡届)

- (1) 飼い犬が人を咬んでしまったときは、すぐに生活衛生課にご連絡ください。人を咬んでしまったから2週間以内は狂犬病予防注射を受けられません。
- (2) 飼い犬が死亡した場合は、お近くの地域健康課に死亡届を提出してください。また、電子申請サービスにより死亡届を提出することもできます。詳しくは区のホームページをご覧ください。

(URL <http://www.city.ota.tokyo.jp/denshishinsei/index.html>)



なぜ狂犬病予防注射が必要なの?

人が狂犬病に感染し発症すると有効な治療方法がなく、致死率がほぼ100%に達する恐ろしい病気です。狂犬病のほとんどは犬が感染源となっていることから、人への感染を防ぐには犬に狂犬病予防注射を打つことが非常に重要です。

狂犬病は日本を含む一部の国・地域を除いて、世界中で発症しています。日本国内では、昭和32年を最後に、人、犬等での発症はありません。しかし、動物の輸入や不法上陸等により、狂犬病が国内に侵入する可能性は否定できません。大田区は、東京港の港湾地域、羽田空港を有し、人や物の交流が盛んな地域特性もあり、特に警戒が必要です。

なお、狂犬病予防法により、年1回の狂犬病予防注射は飼い主の義務となっており、違反した場合は20万円以下の罰金に処せられることがあります。

※このお知らせは、平成30年2月14日現在の犬の登録情報をもとに送付しております。